

候補者名	今川嘉典様 石川県司法書士会	指名副会長候補 小澤吉徳様 静岡県司法書士会	三河尻和夫様 福岡県司法書士会	指名副会長候補 中谷豊重様 大阪司法書士会
回答作成日	平成29年6月7日(連名提出)		平成29年6月10日	
回答到着日	平成29年6月7日		平成29年6月10日	締切日までにご回答無し
質問事項 1 司法書士が法教育を実施することの意義について	<p>法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するとされていますが、その必要性は、司法制度改革の一環であることも十分認識しておかなければならないと考えています。</p> <p>つまり、司法制度改革の背景には「事前規制型社会から事後チェック型社会へ」という変化があり、そのために「権利保護のためのセーフティ・ネットとしての司法制度」「自由・公正な市場経済社会のインフラとしての司法制度」が求められ、「司法の果たすべき役割の飛躍的増大」が必要になってきたわけですが、「総合法律支援制度の整備」により、国民から司法への物理的アクセスは近くなるものの、精神的距離が直ちに近くなるわけではありません。その認識の基で『法教育』の重要性が説かれてきたと理解しています。</p> <p>また、市民を主役とする法教育の考え方は、私たち司法書士も学び、日々の執務においても実践すべきものであると考えています。市民に身近に寄り添う私たちは、主役である市民が主体的に問題解決に向き合うためにも様々な考え方、立場にある市民への理解を深めなければならないからです。</p> <p>すでに日本司法書士会連合会では、セクシャルマイノリティや経済的困窮者、また権利の実現にハンディのある市民の権利擁護活動を実施していますが、そのような活動を行う私たちこそ、法教育の考え方を身に着ける必要があると思うのです。</p> <p>したがって、ご指摘のとおり、法教育活動は、法律家としての責務と言ってもいいのであり、司法制度の一翼を担う司法書士にとって最も重要な公益事業の一つであると考えております。</p> <p>貴ネットワークの会員の皆様をはじめとする、全国の先駆的な司法書士の皆様の活動により、司法書士の法教育活動は、社会的にも高く評価されているところであり、さらに力強く推進していきたいと考えております。</p> <p>現在、日本司法書士会連合会からは、法務省の法教育推進会議の教材作成チームに1名、厚生労働省の労働法教育に関する調査・研究等事業にも1名参加しています。こうした国の進める法教育事業への参加も積極的に支援していきたいと考えています。</p> <p>また、法教育学会における各司法書士会の取組みの発表についても支援していきたいと考えていますし、市民にとっても好評である「親子法律教室」についての支援も引き続き行っていきたいと考えています。</p>		<p>市民社会の中において共同生活を営み、家族や地域社会(町内会、マンション、団地内等)学校などの集団での生活において、個人の考え方や行動における一定のルールや方向性を考えること、そしてそれを次代を担う子供たちに伝えていくことは、学問的知識の習得以前の問題として、大変重要であると思っています。</p> <p>学校教育現場においての国の責務としての充実が望まれるところでありますが、これを担うのは教職員のみならず、法律専門家の責任であるとも考えます。</p> <p>現状においては、司法書士の法的知見や実務における体験等に基づき、法教育の充実に向けた取り組みの一環として、これに寄与していくべきであると考えます。</p> <p>連合会としては、法教育の重要性や人材育成の研修、教材の作成等はもちろんのこと、法教育関係への問題提起や政策意見等も大切な役割である。</p>	
質問事項 2 弁護士や行政書士等の取り組む法教育との差別化について	<p>司法書士の法教育事業の独自性が重要であるという点についても、貴ネットワークのご指摘に賛同いたします。</p> <p>現在の司法書士の法教育事業の独自性は、先に述べた「親子法律教室」であろうと考えています。平成22年度から日本司法書士会連合会の支援で実施されている「親子法律教室」ですが、年々開催する司法書士会が増えており、その内容もどんどん充実しています。そして、どの「親子法律教室」も市民に極めて好評で、公募による応募数は常に定員を大きく超えていて、マスコミによる取材も多く入るなど、広く関心を集めていると認識しております。したがって、この「親子法律教室」については今後も支援を継続していきたいと考えています。</p> <p>しかし、その一方で、「親子法律教室」において取り扱う題材には、司法書士の独自性も検討すべきではないでしょうか。つまり、「契約」「消費者問題」「労働問題」「人権問題」「成年後見」といった題材のみならず、「不動産取引」「中小企業の法律問題」「本人訴訟支援」「家族信託」などといったような、司法書士業務をベースにした教材づくりも考えていくべきではないかと思えます。</p>		<p>司法書士業務に関連したテーマ設定(消費者問題、労働契約、成年後見制度等々)による出張法律教室も取り掛かりとして展開されていますが、親子法律教室で見られる様な、低学年の子供が遊びの中での約束ごとや自分で考えることの大切さや等を教えていくことも必要である。</p> <p>法的手段による問題解決のプロセスを理解することも大切ではあるが、身近な問題を当事者の意見を聞きながら円満な解決に向けてまとめることの大切さを司法書士が、低学年から高校生位までを対象に幅広く取り組む活動が可能と考える。</p>	
質問事項 3 法教育に関する新人研修、会員研修の実施について	<p>先に述べた通り、司法書士が法教育事業に取り組む意味を考えれば、既存会員の研修においては当然のこと、新人研修におけるテーマとしても取り上げる必要性があると考えており、その点で貴ネットワークのご意見に賛同いたします。</p> <p>しかし、中央新人研修のプログラムに盛り込むことについては現実的な問題もあると考えています。現在、受講生の負担軽減と日本司法書士会連合会の財政面から、昨年まで実施していた中央新人研修の前期日程を、本年度からe-ラーニングにより実施することとしています。受講者は、限られた期間内に一定以上の単位数のe-ラーニングを受講することを求められていることから、現在でもカリキュラムは相当タイトになっていて、新人に受講してほしいカリキュラムの全てを対象にできない状況になっています。また、日本司法書士会連合会の中央新人研修は、受講者自身に対する法教育をしている面もあります。しかし、新人にも、市民への法教育の必要性やマイルドについて習得してもらうことは重要です。受講生の負担とこちらから伝えたいことのバランスの中で、どのような方法をとることができるのか、司法書士中央研修所と、早急に検討する必要があるものと考えます。</p> <p>一方、既存会員に対する研修という点につきましては、これを推進していくことは、すぐに対応できると考えますので、早速、法教育委員会や会員研修の実施主体である司法書士中央研修所で検討するようにしたいと思います。</p> <p>司法書士法施行規則31条には、「三 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務」とされており、具体的には、「市民を対象とした、相続や成年後見などの法律講座」「市民を対象とした、紛争解決のメニュー(裁判・調停・ADRなど)に関するセミナー」「市民を対象とした、消費者問題に関するセミナー」などが想定されます。このような、司法書士業務としての法教育事業という点も会員に対して発信していきたいと考えています。</p>		<p>中央新人研修の中においては、司法書士が取り組んでいる多くの社会活動(法教育活動も含めて)の重要性とこれに取り組む意義等を教える必要がありますが、時間的制約もあり、今後はE-ラーニングを利用した必須化も検討課題になると考えます。しかし、司法書士会研修において、新人の体験講座として、教室に同行する現場学習も取り入れると、社会活動に対する意欲向上に効果的であると考えます。</p>	
質問事項 4 法教育未実施の司法書士会について	<p>未実施会が全国に3会あるということは認識しております。</p> <p>我々が会長・副会長となったときは、先に述べた司法書士が法教育事業に取り組む意義を踏まえたくうえで、未実施会の実情に応じた支援をしていくことで、少しでも法教育事業に取り組んでもらえるよう、未実施会会長と意見交換を行っていきたくと考えています。その際には、貴ネットワークのお力もお貸しいただければと考えています。</p>		<p>小規模単位の会の実情においては、その理由記載にあるとおり、実施困難は理解できます。これは、連合会のすべての事業にいえることでもあります。</p> <p>これらの解消にあたっては、ブロック会の活用により、近隣単位の会との共同開催やブロック事業としての法教育支援体制の構築が有効であると考えます。</p>	

(注：本回答書は、そのまま PDF データ化して掲載します。)

平成29年6月 日

司法書士法教育ネットワーク
会長 西脇正博 殿

平成29年6月1日付「会長候補、副会長候補の皆様への公開質問状」に対する回答書

日本司法書士会連合会 会長候補 ・副会長候補

質問事項1 司法書士が法教育を実施することの意義について

「私たち司法書士は、国民一人ひとりが自らの権利と責任を意識し、①法的トラブルを未然に防ぐことができるような力を養い、②仮に法的トラブルに巻き込まれた場合には主体的に問題を解決することが可能となるように、さらに③司法制度が真に国民によって支えられる制度となるように、これまで以上に法教育活動に積極的に取り組む必要がある」と2016年版司法書士白書（第5章公共財としての司法書士、4. 社会貢献・人権擁護活動、③法教育推進委員会：118頁）にあるように、法教育を実施することは日本司法書士会連合会（以下、連合会という）の重要な活動の一つとして位置づけられております。

上記①～③を達成するための法教育活動は、「国民の権利の保護に寄与」することを目的とし「国民の権利の擁護と公正な社会の実現」を使命とする司法書士の公益活動として、たいへん意義深い活動であると考えます。さらに法教育活動を通じて司法書士制度を知ってもらうことができるという効果もあると考えます。

そこで、司法書士が法教育を実施することの意義について、どのようにお考えかについてお聞かせください。また、今後の司法書士による法教育活動を連合会がどのように支援していくべきかについてどのようにお考えでしょうか。

質問事項1 回答欄

質問事項2 弁護士や行政書士等の取り組む法教育との差別化について

昨今では、弁護士、行政書士、社会保険労務士等の他事業、他団体においても、積極的に法教育の取り組みがなされ、法と教育学会でもその様々な取り組みの発表がなされるなど、広くその活動は認知されてきております。司法書士会においても、法教育への取り組みについて、積極的に対外的なアピールをし、司法書士による法教育の活動がさらに広く認知されるよう努めるべきと考えます。

また、弁護士による法教育に特徴的な内容として模擬裁判があったりと、他事業による法教育にはその職能によりそれぞれ特徴のある法教育が展開されております。現在の司法書士による法教育の主なものは高校等に出向いて出張法律教室をすることであり、その内容として扱うテーマは契約、消費者問題、労働、人権、成年後見と多様です。そこで、司法書士による法教育への取り組みの独自性（他事業との違いという意味で）は何であると考えるかについて、お聞かせください。

質問事項2 回答欄

質問事項3 法教育に関する新人研修、会員研修の実施について

法教育に関することは司法書士試験に出題されるわけではないので、新人が、司法書士の法教育の取り組みについて知る機会は、ほぼ全員が受講する中央新人研修において外ないと言っても過言ではありません。しかし、現在の中央新人研修には法教育に関する講義はありません。連合会が取り組んでいる法教育について、司法書士が知る機会を得なければ、法教育に取り組む司法書士は増えません。そこで、中央新人研修にて法教育に関する講義をすべきと考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

また、会員研修においても、法教育に関する知識を増やし、さらに法教育活動のスキルアップを図るべきと考えますが、この点についてもどのようにお考えでしょうか。

質問事項3 回答欄

質問事項4 法教育未実施の司法書士会について

連合会の法教育推進委員会が毎年実施している司法書士会あての司法書士講師派遣の法教育事業実施に関するアンケート調査の平成27年度分の調査結果を見ると、50会中、実に47会は何らかの法教育事業を実施していましたが、未実施の会も3会ありました。そして未実施の理由を見ると、①予算がない1会、②人員不足1会、③その他（申し込みがなかった）1会でした。

連合会が取り組みの一つとして掲げながらも未実施の会が3会ありますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

質問事項4 回答欄